

五 建 土 発 第 6 9 号
令 和 8 年 7 月 1 0 日

各公民館長・組長 殿

五ヶ瀬町長 小 迫 幸 弘
(公 印 省 略)

町内一斉清掃（町内除草）について（依頼）

毎年、8月1日から8月30日までを道路を守る月間と定め、道路愛護運動を推進しています。本町でも、例年どおり下記の期日を町内一斉清掃日として、町道集落道の清掃（除草）作業を実施したいと思いますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

また、交通規制標識の視認性の確保、交差点の見通し確保等、ドライバーの安全に配慮するため、交通標識やカーブミラーの視認性を妨げる草木の伐採につきましても合わせてご協力のほどをお願いいたします。

お手数ですが各組内への周知方をお願いします。

記

町内一斉清掃日：令和8年8月2日（日）

場所：各組内町道及び集落道

※作業時の熱中症対策、また、安全第一での作業をお願いします。

※機械のリース要望がある場合は、事前に建設課（土木建築係）にご連絡下さい。

※お手数ですが、作業時の写真（作業状況：データ可）提出にご協力下さい。

※地元の重機（バックホウ・バケット付トラクター等）を使用するときは、作業状況の写真を提出してください。

※アスファルトの穴を補修する場合は、補修材が建設課にありますのでご連絡ください。

（文書取扱：建設課）

担当：土木建築係 後藤 電話：82－1713
